

新旧対照表方式 改正について

1. 趣旨

本市においては、令和5年9月より新旧対照表方式の改正文を導入し、改正内容の明確化および可視化を図っている。今回、「例規改正をよりわかりやすく」「職員のミス軽減」を目的に、規定の体系整理、文言整理および様式改正の整理を行う。

2. 課題

現在の新旧対照表方式においては、条の規定場所が移動するなど改正内容が複雑な場合、元の規定位置がわかりにくいほか、規定方法がルール化されておらず、例規改正ごとに規定方法が異なっていた。

また、本文を省略する場合、改正後欄に「現行どおり」、改正前欄に「省略」と記載が統一されておらず、事務ミスの原因となっていた。

○草津市消防団条例（抜粋）（令和7年10月定例市議会提出）

改正後	改正前
<p>(定員) 第2条 団員の定数は、274人とする。 (団員の種類) 第3条 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。 2 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。 3 機能別団員の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 外国人支援員 (2) 災害時支援団員 第4条 ≪現行どおり≫</p> <p>≪改正前を削る≫</p>	<p>≪改正後に新設≫</p> <p>新設になっているため、第3条に規定されていたことがわかりにくい。</p> <p>第2条 ≪省略≫ (定員) 第3条 団員の定数は、274人とする。</p> <p>表現が異なり、事務ミスの原因となる。</p>

○草津市旅費条例（抜粋）（令和7年11月定例市議会提出）

改正後	改正前
<p>(鉄道賃) 第8条 鉄道賃は、<u>鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	<p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、<u>旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>改正前後で内容を比較するときに条番号単位で内容を揃えているため、第14条に規定されていたことがわかりにくい。</p> <p>(鉄道賃) 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金による。</p>

3. スケジュール

本改正の適用については、条例は令和8年6月定例市議会に提出するものから、規則および要綱等は令和8年6月1日以後に起案するものからとする。

4. 改正ポイント

1. 条の規定場所が移動する場合

現在、改正において条の規定場所が移動する場合、それぞれ対になる改正前欄に《改正後に新設》、改正後欄に《改正前を削る》と規定をしていた。

しかし、元々存在していた規定なのか、新しい規定なのかがわからないという課題があったため、《第〇条から移動》《第〇条に移動》という表現に改める。

○現行

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (定員)	第1条 《省略》
第2条 団員の定数は、274人とする。 (団員の種類)	《改正後に新設》
第3条 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。	《改正後に新設》
第4条 《現行どおり》	第2条 《省略》 (定員)
《改正前を削る》	第3条 団員の定数は、274人とする。

○改正後

① 内容に変更がない

改正後	改正前
(定員) 第2条 団員の定数は、274人とする。 (団員の種類)	《第3条から移動》
第3条 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。	《改正後に新設》
第4条 《現行どおり》	第2条 《省略》 (定員)
《第2条に移動》	第3条 団員の定数は、274人とする。

② 内容に変更がある ※改正部分に下線

改正後	改正前
(定員) 第2条 団員の定数は、 <u>270</u> 人とする。 (団員の種類)	《第3条から移動(改正)》
第3条 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。	《改正後に新設》
第4条 《現行どおり》	第2条 《省略》 (定員)
《第2条に移動(改正)》	第3条 団員の定数は、 <u>274</u> 人とする。

2. 新設・削除・省略の規定

現在、条項を新設する場合は《改正後に新設》、削除する場合は《改正前を削る》、省略する場合は改正後欄に《現行どおり》、改正前欄に《省略》と規定をしていた。

しかし、間違いやすく事務ミスを誘発する課題があったことから、端的に表現を改める。

○現行

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (定員) 第2条 団員の定数は、274人とする。 《改正前を削る》	第1条 《省略》 《改正後に新設》 (懲戒処分) 第2条 団員であつて次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

○改正後

改正後	改正前
第1条 《略》 (定員) 第2条 団員の定数は、274人とする。	第1条 《略》 (懲戒処分) 第2条 団員であつて次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

3. 新旧対照表上部の凡例について

現在、新旧対照表上部の凡例には、(下線部分は改正部分)としているが、条の新設の場合、条番号にのみ下線を引き、本文は太字のみであるため、凡例の表現と矛盾が生じていた。

そのため、(下線部分および太字部分は改正部分)と表現する。なお、次ページの様式全体の改正等により破線を用いる場合は、(下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分)と表現する。

○イメージ

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《略》 (定員) 第2条 団員の定数は、274人とする。	第1条 《略》

4. 備考欄の注記について

新旧対照表において、《略》等は、新旧対照表を用いた改正操作の理解を助けるために加えられるものであり、改正する例規の規定と区別することができるよう、備考欄において《 》の記載は注記であることを明記する。

○イメージ

改正後	改正前
第1条～第5条 《略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《略》	第1条～第5条 《略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《略》
備考 表中の《 》の記載は注記である。	

5. 様式および表の改正・新設・削除

現在、様式および表の改正・新設・削除をする場合は、様式等の文言すべてに太字下線をしている。

しかし、様式等の全体を改正する場合と一部を改正する場合との違いがわかりにくいという課題があったため、全体を改正する場合は、様式等の全体を破線で囲む表現に改める。

また、表の枠の追加など太字下線で改正部分を示せない場合は、該当部分を破線で囲むこととする。

なお、様式や複雑な表を改正する場合は、文字が小さくなり見にくいことから、改正文には（別添1-1）と記載しているが、改正操作の理解を助けるための表記であるため、《別添1-1》で表す。

○現行

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 別記様式第1号（第〇条関係） （別添1-1）	第1条～第5条 《省略》 別記様式第1号（第〇条関係） （別添1-2）

別添1-1
別記
様式第1号（第3条第1項関係）

調定決議兼通知書

起票日		所属	
会計		予算区分	
科 目	款		
	項		
	目		
	節		
目	細目		
	細々節		
金額		円	票計額
円		円	
姓名			
職			
要			
備			
考			
納入者		住所	
氏名		氏名	

別添1-2
別記
様式第1号（第3条第1項関係）

調定決議兼通知書

年度	会計	所属	依頼番号
合		議	
額		額	
予算区分 款 項 目 節 目 細目 細々節	決算区分	起票日	年月日
	子算額	決算区分	
	不納欠額	円	
	収入	円	
	進付	円	
	収入未済	円	
金額		円	票計額
円		円	
姓名			
職			
要			
備			
考			
納入者		住所	
氏名		氏名	

○改正後

改正後	改正前
第1条～第5条 《略》 別記様式第1号（第〇条関係） 《別添1-1》	第1条～第5条 《略》 別記様式第1号（第〇条関係） 《別添1-2》

《別添1-1》
別記
様式第1号（第3条第1項関係）

調定決議兼通知書

起票日		所属	
会計		予算区分	
科 目	款		
	項		
	目		
	節		
目	細目		
	細々節		
金額		円	票計額
円		円	
姓名			
職			
要			
備			
考			
納入者		住所	
氏名		氏名	

《別添1-2》
別記
様式第1号（第3条第1項関係）

調定決議兼通知書

年度	会計	所属	依頼番号
合		議	
額		額	
予算区分 款 項 目 節 目 細目 細々節	決算区分	起票日	年月日
	子算額	決算区分	
	不納欠額	円	
	収入	円	
	進付	円	
	収入未済	円	
金額		円	票計額
円		円	
姓名			
職			
要			
備			
考			
納入者		住所	
氏名		氏名	